

2017年4月1日現在

介護老人保健施設日和の里 通所リハビリテーション 利用料金一覧表

通所リハビリテーション利用料（1日あたり）

\*地域区分：大津市（5級地 10.55）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上 2 時間未満	(329 単位) 347 円	(358 単位) 378 円	(388 単位) 409 円	(417 単位) 440 円	(448 単位) 473 円
2 時間以上 3 時間未満	(343 単位) 362 円	(398 単位) 420 円	(455 単位) 480 円	(510 単位) 538 円	(566 単位) 597 円
3 時間以上 4 時間未満	(444 単位) 468 円	(520 単位) 549 円	(596 単位) 629 円	(673 単位) 710 円	(749 単位) 790 円
4 時間以上 6 時間未満	(559 単位) 590 円	(666 単位) 703 円	(772 単位) 814 円	(878 単位) 926 円	(984 単位) 1,038 円
6 時間以上 8 時間未満	(726 単位) 766 円	(875 単位) 923 円	(1022 単位) 1,078 円	(1,173 単位) 1,238 円	(1,321 単位) 1,394 円

- \*1. 上記に加え施設体制加算として、加算利用料の内、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、中重度者ケア体制加算の金額をご利用の皆様より頂戴します。
- \*2. サービス計画上、または利用者様の体調不良等の都合により、サービス利用時間が6時間より短縮された場合は、サービス利用時間ごとの利用料金を頂戴します。

加算利用料（サービス利用該当の方のみ加算となります）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	(18 単位) 19 円	1 日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が 50%以上配置している場合に加算されます。
中重度者ケア体制加算	(20 単位) 21 円	1 日	厚生労働大臣が定める基準に基づく職員配置があり、要介護 3 以上の利用者様の受入れを行っている場合に加算されます。
入浴介助加算	(50 単位) 53 円	1 回	入浴をご利用された場合、1 回あたりに加算されます。
リハビリテーションマネジメント 加算Ⅰ	(230 単位) 243 円	1 月	リハビリスタッフが個別リハビリ実施計画を立て実施するとともに、介護支援専門員を通して、居宅サービス事業所に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報伝達を行うなど他職種協働の推進を行った場合に加算されます。  適切なリハビリ実施や情報提供の為に通所リハビリ利用開始日 1 月以内にリハビリスタッフが居宅訪問させていただきます。
リハビリテーションマネジメント 加算Ⅱ (利用開始日から 6 月以内)	(1,020 単位) 1,076 円	1 月	医師よりリハビリテーションに関する説明を行い、リハビリスタッフがリハビリ実施計画を立て実施するとともに、月 1 回のリハビリ会議を開催し、必要な情報共有を行った場合に加算されます。  リハビリスタッフが他の居宅サービス担当者やご家族に対し、日常生活上の留意点を説明する為に居宅訪問させていただきます。
(利用開始から 6 月超)	(700 単位) 739 円		上記加算算定後 6 月以降、継続的にリハビリテーションを実施し、3 月に 1 回のリハビリテーション会議を開催を行った場合に加算されます。
短期集中個別リハビリ実施加算 退院（所）又は認定日より 3 月	(110 単位) 116 円	1 日	リハビリテーションマネジメント加算を算定し、利用中に個別リハビリを集中的に実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ	(240 単位) 248 円	1 日 週 2 回 限度	認知症であると医師が判断した利用者様に対し、退院、退所後、又は通所開始日より 3 ヶ月以内に集中的に個別リハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅱ	(1,920 単位) 1,987 円	1 月	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定し、認知症であると医師が判断した利用者様に対し、上記加算算定より 3 月以降、月 4 回以上個別リハビリを実施した場合に加算されます。

生活行為向上リハビリテーション 実施加算（通所開始日より3月間）	（2,000単位）2,110円	1月	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定し、生活行為の内容の充実を図る為のリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
生活行為向上リハビリテーション 実施加算  （上記加算算定より3月超6月内）	（1,000単位）1,055円  （850単位）897円	1月	上記加算算定開始より3月を超えてリハビリテーションを実施した場合、6月まで加算されます。  6月を超えて同加算を算定する場合、減算された単位で加算されます。
栄養改善加算	（150単位）158円	1回 月2回 限度	低栄養状態、又はそのおそれのある利用者様に対し、管理栄養士が看護介護職員等と共同し、摂食、嚥下機能及び食形態に配慮し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施、評価した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	（150単位）155円	1回 月2回 限度	口腔機能の低下、又はそのおそれのある利用者様に対し、看護職員等が口腔機能改善管理計画を作成し、口腔機能向上サービスを実施、評価をした場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	（60単位）63円	1日	若年性認知症の利用者様に対し、通所リハビリを行った場合に加算されます。
重度療養管理加算	（100単位）106円	1日	要介護3～5で厚生労働大臣が定める医学的管理を利用中に実施した場合に算定されます。
片道送迎減算	（-47単位）50円	1回	利用時において、通所スタッフによる送迎を行わない場合、片道ごとに利用料金を減額します。
延長サービス加算	（50単位）53円	1時間	1時間 53円 2時間 106円
介護職員処遇改善加算	所定報酬単位 ×4.7%	1月	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。

### 食費・その他 日用品費

食費	500円	1日	昼食代、おやつ代として頂戴します。
日用品費	50円	1日	利用者様個人として使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、おしぼり等、必要な物の費用として頂戴します。
教養・娯楽費	80円	1日	利用者様が行う書道、手芸、工作、絵手紙、通信カラオケ等、教養娯楽のために要する費用として頂戴します。
クラブ・レクレーション費	実費	1回	クラブ、レクレーション等、個別で実施した場合に頂戴します。
その他 立替費用	実費	1品	おむつなどをご利用された場合に別途頂戴します。
健康管理費	実費	1回	インフルエンザワクチン等、接種された場合に頂戴します。
文書作成料	実費	1通	診断書等、文書の発行が生じた場合に頂戴します。
キャンセル料	利用予定日の前々日までご連絡いただいた場合 利用予定日の前日までにご連絡いただいた場合 利用日当日にご連絡をいただいた場合		キャンセル料は発生しません。 自費負担額の50%頂戴します。 自費負担額の100%頂戴します。

\*上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。

また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

\*日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。